

第 8 回

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

日 時 平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 (水) 1 3 時 3 0 分 ~

場 所 飯山町役場分館 1 階大研修室

第8回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議次第

日時 平成15年11月26日(水) 13時30分～

場所 飯山町役場分館1階大研修室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 報告

- ア 報告第33号 新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会の報告について・・・・・・・・・・ 1
- イ 報告第34号 新市建設計画策定小委員会の報告について・・・・・・ 3
- ウ 報告第35号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会の報告について・・・・・・・・・・ 6

(2) 協議

- ア 協議第47号 事務組織及び機構の取扱いについて・・・・・・・・・・ 9
- イ 協議第48号 町名、字名の取扱いについて・・・・・・・・・・ 11
- ウ 協議第49号 各種事務事業 各種福祉制度関係の取扱いについて(その2) 12
- エ 協議第50号 各種事務事業 ごみ・し尿収集運搬業務関係の取扱いについて 13
- オ 協議第51号 各種事務事業 学校教育関係の取扱いについて・・・・・・ 15
- カ 協議第11号 新市建設計画の策定について(継続協議1)・・・・・・ 16
- キ 協議第9号 新市の事務所の位置について(継続協議1)・・・・・・ 17

(3) その他

- ア 第9回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会日程について
- イ その他

4 閉会

報告第 3 3 号

新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会の報告について

新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日提出

新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会

委員長 宮 武 要

第6回新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会（報告）

- 1 開催日時 平成15年11月26日（水）12時30分～12時45分
- 2 開催場所 飯山町役場分館2階第一研修室
- 3 出席委員

	委員区分	職名	氏名	備考	出欠
1	2号委員	委員	宮武 要	飯山町助役	
2	3号委員	委員	倉本 清一	丸亀市議会議長	
3	3号委員	委員	高木 新仁	綾歌町議会議長	
4	3号委員	委員	金澤 敏夫	飯山町議会合併対策特別委員会委員長	
5	4号委員	委員	細谷 達則	丸亀市学識経験者	
6	4号委員	委員	小林 基	綾歌町学識経験者	
7	4号委員	委員	横田 良子	飯山町学識経験者	

4 協議事項

第5回小委員会において、「事務所の位置は、丸亀市大手町二丁目3番1号とする。ただし、庁舎の建替時においては、事務所の位置を見直すものとし、住民の利便性を最大限考慮するものとする。」という基本的な考え方が集約され、この内容を調整方針として、それぞれの議会等に持ち帰り検討した。

今回の第6回小委員会において、委員中より「庁舎の建替時は、国道11号より南で」との文言を追加してほしい旨の意見が出され、出席委員全員の協議の結果、第5回小委員会で集約された基本的な考え方を一部修正し、「新市の事務所の位置は、丸亀市大手町二丁目3番1号とする。ただし、庁舎の建替時における事務所の位置については、国道11号の南で候補地を選び、住民の利便性を最大限考慮するものとする。」ということで、小委員会としての考え方が確認され、第8回合併協議会に付議できるよう協議を整えた。

報告第34号

新市建設計画策定小委員会の報告について

新市建設計画策定小委員会の報告について、別紙1及び別紙2のとおり報告する。

平成15年11月26日提出

新市建設計画策定小委員会 委員長 長原孝弘

第 6 回新市建設計画策定小委員会（報告）

- 1 開催日時 平成 15 年 10 月 22 日（水）15 時 05 分～16 時 05 分
- 2 開催場所 飯山町役場分館 2 階第二研修室
- 3 出席委員

	委員区分	職名	氏名	備考	出欠
1	2号委員	委員	長原孝弘	丸亀市助役	
2	3号委員	委員	吉田正明	丸亀市議会一市二町合併 対策特別委員会副委員長	
3	3号委員	委員	小松利弘	綾歌町議会合併調査特別 委員会委員長	
4	3号委員	委員	高橋 等	飯山町議会合併対策特別 委員会副委員長	
5	4号委員	委員	細川 滋	丸亀市学識経験者	
6	4号委員	委員	奥村恭子	綾歌町学識経験者	
7	4号委員	委員	秦 勉	飯山町学識経験者	

4 協議事項

新市建設計画「主要施策・主要事業」について

主要施策・主要事業について、1市2町の議会特別委員会での協議による修正と事務的な調整を加えた内容を原案のとおり了承した。

5 その他

県事業について

県道岡田丸亀線の丸亀市未改良部分と飯山町未改良部分について県へ追加要望することについて、小委員会として了承した。

6 第7回小委員会の日程について

11月14日（金）9時から行う予定。

第 7 回新市建設計画策定小委員会（報告）

- 1 開催日時 平成 15 年 11 月 14 日（金）9 時 00 分～11 時 45 分
- 2 開催場所 飯山町役場分館 2 階第二研修室
- 3 出席委員

	委員区分	職名	氏名	備考	出欠
1	2号委員	委員	長原孝弘	丸亀市助役	
2	3号委員	委員	吉田正明	丸亀市議会一市二町合併 対策特別委員会副委員長	
3	3号委員	委員	小松利弘	綾歌町議会合併調査特別 委員会委員長	
4	3号委員	委員	高橋 等	飯山町議会合併対策特別 委員会副委員長	
5	4号委員	委員	細川 滋	丸亀市学識経験者	
6	4号委員	委員	奥村恭子	綾歌町学識経験者	
7	4号委員	委員	秦 勉	飯山町学識経験者	

4 報告事項

県事業について

県道岡田丸亀線の丸亀市未改良部分と飯山町未改良部分について県から追加承認された旨の報告を受けた。

5 協議事項

- (1) 新市建設計画「新市の都市構造」について
- (2) 新市建設計画「公共施設の統合整備」について
- (3) 新市建設計画「財政計画」について
- (4) 新市建設計画全体について

「新市の都市構造」、「公共施設の統合整備」、「財政計画」、「新市建設計画全体」について、別添「新市建設計画（案）」に基づき協議し、一部修正を加え、11月26日開催の第8回合併協議会で協議事項として提案することとした。

6 その他

「人・夢・未来 わたしたちのまち」ポスターの審査

最優秀賞（丸亀市、綾歌町、飯山町からそれぞれ小学校1点、中学校1点）

7 第8回小委員会の日程について

12月16日（火）9時から行う予定。

報告第 3 5 号

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会の報告について

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日提出

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会

委員長 松 尾 良 幸

第 5 回議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会（報告）

- 1 開催日時 平成 15 年 10 月 22 日（水）15 時 00 分～15 時 35 分
- 2 開催場所 飯山町役場分館 1 階教育委員会会議室
- 3 出席委員

	委員区分	職名	氏名	備考	出欠
1	2号委員	委員	松尾良幸	綾歌町助役	
2	3号委員	委員	香川信久	丸亀市議会一市二町合併 対策特別委員会委員長	
3	3号委員	委員	廣田 穰	綾歌町議会合併調査特別 委員会副委員長	
4	3号委員	委員	三谷清明	飯山町議会議長	
5	4号委員	委員	永田さな江	丸亀市学識経験者	
6	4号委員	委員	原田泰男	綾歌町学識経験者	
7	4号委員	委員	建石照夫	飯山町学識経験者	

4 協議事項

特例の適用や選挙区設置の是非、議員定数等に関する各議会での協議の状況について、1市2町の議会議員の委員から報告を受け、小委員会で協議した結果、新市の議員定数及び設置選挙における議員定数について、基本的な考え方を集約した。そして、選挙区設置の是非を含め、さらに各議会での細部の調整を行うため、再度持ち帰り協議することとなった。

5 第 6 回小委員会の日程について

11月20日（木）13時30分から行う予定。

第 6 回議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会（報告）

- 1 開催日時 平成 15 年 11 月 20 日（木）13 時 30 分～14 時 05 分
- 2 開催場所 飯山町役場分館 1 階教育委員会会議室
- 3 出席委員

	委員区分	職名	氏名	備考	出欠
1	2号委員	委員	松尾良幸	綾歌町助役	
2	3号委員	委員	香川信久	丸亀市議会一市二町合併 対策特別委員会委員長	
3	3号委員	委員	廣田 穰	綾歌町議会合併調査特別 委員会副委員長	
4	3号委員	委員	三谷清明	飯山町議会議長	
5	4号委員	委員	永田さな江	丸亀市学識経験者	
6	4号委員	委員	原田泰男	綾歌町学識経験者	
7	4号委員	委員	建石照夫	飯山町学識経験者	

4 協議事項

特例の適用や選挙区設置の是非、議員定数等に関する各議会でのその後の協議の状況について、1市2町の議会議員の委員から報告を受け、小委員会で協議した結果、新市の議員定数及び設置選挙における議員定数について、おおむね考え方を集約した。しかし、一部の議会において、なお、議論を深める必要があるため、引き続き協議することになった。

5 第7回小委員会の日程について

12月上旬に行う予定。

協議第47号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて提出する。

平成15年11月26日提出

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 会長 新 土 光 夫

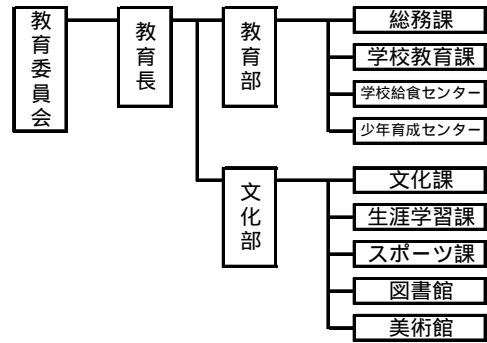
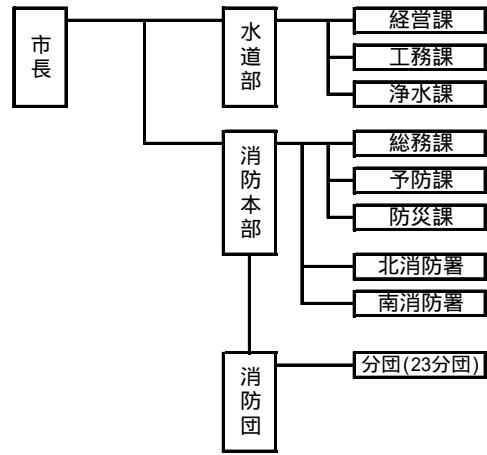
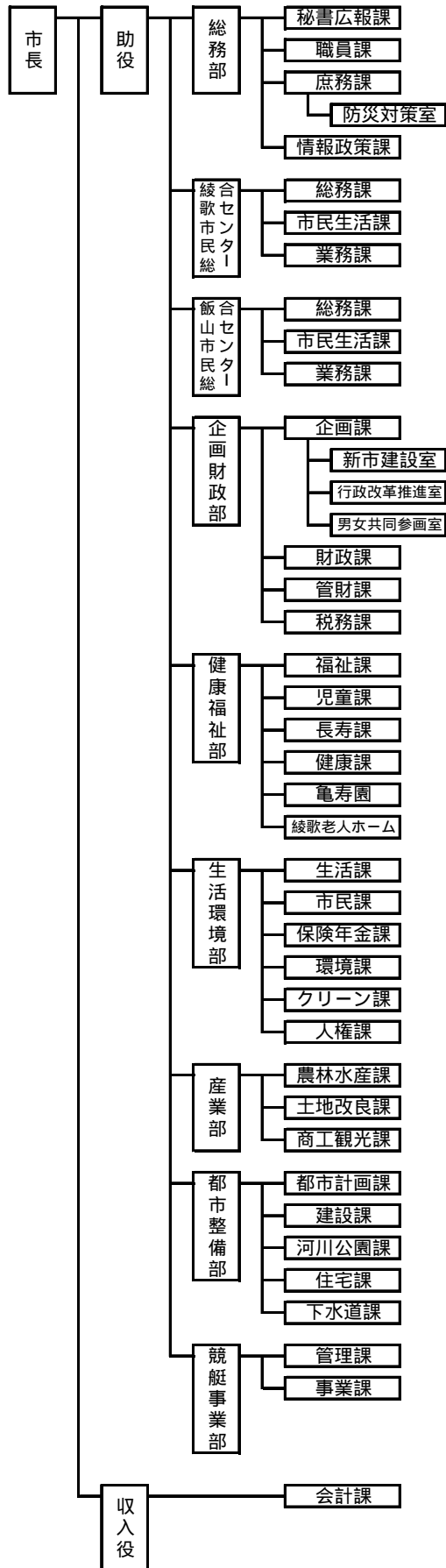
事務組織及び機構の取扱いについて

- 1 新市の事務組織及び機構については、次の事項を基本として整備するものとする。
 - (1) 住民が利用しやすくわかりやすいこと。
 - (2) 住民の声を適切に反映できること。
 - (3) 指揮命令系統が明確で、責任の所在が明らかであること。
 - (4) 行政課題等に迅速かつ的確に対応できること。
- 2 綾歌町及び飯山町の本庁舎を市民総合センター(支所)とする。市民総合センターについては、住民の利便性に十分配慮した組織及び機構とする。
- 3 新市の事務組織及び機構は、別紙のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

新市行政機構図（案）



市長部局	9部 (2支所含む)	37課	4室
水道事業	1部	3課	
消防本部	1部	2署3課	
教育委員会	2部	9課	
市議会	1部	1課	
その他	かい	3課	

協議第48号

町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて提出する。

平成15年11月26日提出

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 会長 新 土 光 夫

町名、字名の取扱いについて

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、丸亀市においては、現行のとおりとし、綾歌町及び飯山町においては、「綾歌郡」を「丸亀市」に置き換え、続けて現行の町名、字名を表記する。

平成 年 月 日 確認

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

協議第49号

各種事務事業

各種福祉制度関係の取扱いについて（その2）

各種福祉制度関係の取扱いについて提出する。

平成15年11月26日提出

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 会長 新 土 光 夫

各種福祉制度関係の取扱いについて（その2）

[子育て支援関係]

(児童福祉)

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 その他1市2町が独自で実施している事業については、原則としてサービスの低下とならないよう考慮し、新市として実施する。
- 3 保育料については、合併する年度から平成18年度までの間、不均一として段階的に調整し、平成19年度から統一する。
- 4 幼稚園・保育所の保育形態や連携については、新市移行後も当分の間、現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画については、新市移行後、速やかに調整する。

(母子等福祉)

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 その他1市2町が独自で実施している事業については、原則としてサービスの低下とならないよう考慮し、新市として実施する。

平成 年 月 日 確認

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

協議第50号

各種事務事業

ごみ・し尿収集運搬業務関係の取扱いについて

ごみ・し尿収集運搬業務関係の取扱いについて提出する。

平成15年11月26日提出

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 会長 新 土 光 夫

ごみ・し尿収集運搬業務関係の取扱いについて

- 1 一般廃棄物処理計画については、新市移行後、速やかに策定する。
- 2 ごみ・し尿の収集体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 可燃ごみ・不燃ごみについては、次のとおりとする。
 - (1) 収集回数については、可燃ごみは現行のとおりとし、不燃ごみは合併時に月2回とする。
 - (2) ごみ袋の有料化については、平成17年度中に綾歌町の例を参考に調整する。
- 4 資源ごみについては、次のとおりとする。
 - (1) 収集回数については、合併時に月1回とする。ただし、飯山町の缶、ビンについては、当分の間、月2回とし随時調整する。
 - (2) 紙製容器包装・プラスチック製容器包装の収集については、新市移行後、速やかに綾歌町の例を参考に調整する。

- 5 粗大ごみについては、次のとおりとする。
 - (1) 収集方式については、合併時に戸別収集とする。
 - (2) 手数料については、合併時に綾歌町の例を参考に有料とする。
- 6 し尿については、次のとおりとする。
 - (1) 収集方式については、合併までに飯山町の例を参考に調整する。
 - (2) 汲取り手数料については、合併時に飯山町の例を参考に調整する。
- 7 浄化槽清掃業務における収集体制等については、合併までに調整する。

平成 年 月 日 確認

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

協議第51号

各種事務事業

学校教育関係の取扱いについて

学校教育関係の取扱いについて提出する。

平成15年11月26日提出

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 会長 新 土 光 夫

学校教育関係の取扱いについて

- 1 幼稚園の就園年齢については、新市移行後も当分の間、現行のとおりとし、随時調整する。
- 2 幼稚園の保育料については、平成18年度から統一する。ただし、合併する年度及び平成17年度は、それぞれ現行のとおりとする。
- 3 預かり保育の保育時間や利用者負担については、当分の間、現行のとおりとし、新市において随時調整する。
- 4 学校の学期制については、新市移行後も当分の間、現行のとおりとし、随時調整する。

平成 年 月 日 確認

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

協議第 1 1 号

新市建設計画の策定について（継続協議 1）

新市建設計画の策定について継続して提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日提出

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 会長 新 土 光 夫

新市建設計画の策定について（継続協議 1）

新市建設計画については、別添のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

協議第 9 号

新市の事務所の位置について（継続協議 1）

新市の事務所の位置について継続して提出する。

平成 15 年 11 月 26 日提出

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 会長 新 土 光 夫

新市の事務所の位置について（継続協議 1）

新市の事務所の位置は、丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号とする。ただし、庁舎の建替時における事務所の位置については、国道 11 号の南で候補地を選び、住民の利便性を最大限考慮するものとする。

平成 年 月 日 確認

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会